

2015年 9 月作成 4 版		日本標準商品分類番号8797615	
貯 法	室温保存	承認指令書番号	農林水産省指令27動薬第1350号
		販売開始	1993年 9 月

使用前に必ず本書を読み、内容を理解したうえで使用してください。
また、本書を必要ときに参照できるように大切に保管してください。

動物用医薬品

テトラサイクリン系抗菌薬

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

OTC注10%「フジタ」

OTC INJ. 10%「FUJITA」

一般的名称：オキシテトラサイクリン塩酸塩注射液

本剤は、広範囲の抗菌スペクトルを有するテトラサイクリン系抗生物質オキシテトラサイクリンの注射剤であり、投与後速やかに有効濃度に達し、牛、豚及び鶏の細菌性疾病にすぐれた効果を示します。

【成分及び分量】

本剤 1 mL 中
オキシテトラサイクリン塩酸塩…………… 100 mg（力価）

【効能又は効果】

有効菌種
豚丹毒菌、パスツレラ、ボルデテータ、ヘモフィルス・パラガリナラム、
キャンピロバクター、マイコプラズマ
本剤感受性の次の菌種：ブドウ球菌、レンサ球菌、コリネバクテリウム、大腸菌、サルモネラ
適 応 症
牛：肺炎、細菌性下痢症、細菌性関節炎、乳房炎
豚：豚丹毒、肺炎、細菌性下痢症、咽喉頭炎、乳房炎
鶏：伝染性コリーザ、呼吸器性マイコプラズマ病

【用法及び用量】

1 日 1 回 体重 1 kg 当たり、オキシテトラサイクリンとして下記の量を
静脈内、筋肉内、皮下又は腹腔内に注射する。
牛：2 ～ 10 mg（力価）（本剤として 0.02 ～ 0.1 mL）
豚：3 ～ 10 mg（力価）（本剤として 0.03 ～ 0.1 mL）
鶏：12.5 ～ 50 mg（力価）（本剤として 0.125 ～ 0.5 mL）

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと
（一般的注意）
 - ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
 - ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
 - ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
 - ・本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過剰にわたる連続投与は行わないこと。
 - ・本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物（牛・豚・鶏）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。
牛：食用に供するためにと殺する前 14 日間又は食用に供するために搾乳する前 72 時間
豚：食用に供するためにと殺する前 17 日間
鶏：食用に供するためにと殺する前 13 日間又は食用に供する卵の産卵前 15 日間

（取扱い及び廃棄のための注意）

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
- ・開封後はできるだけ速やかに使用すること。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので最終有効年月を過ぎた製品は使用しないこと。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・注射針は必ず 1 頭ごとに取りかえること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。

FUJITA PHARM

